

港南区制50周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱

平成30年3月20日施行

(目的)

第1条 この要綱は、港南区制50周年を記念し、区を挙げて盛り上げていくために、区民等により組織された団体や企業が自主的に企画・運営・実施する事業に対し、港南区制50周年記念事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が交付する補助金及び後援の名義使用の承諾について必要な事項を定める。

(補助対象団体)

第2条 この要綱における補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を受けることができる団体・企業（以下「補助対象団体」という。）は、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が港南区内であること。
- (2) 事業計画及び規約等が明文化されており、かつ、代表者及び役員構成が明確であること。
- (3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (4) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。
- (5) 役員のうち2分の1以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体・企業等の役員となっていないこと。

(補助対象事業)

第3条 この要綱における補助金の交付及び後援の名義使用の承諾の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 港南区制50周年を盛り上げるため、補助対象団体が自ら企画し、運営・実施する新規事業
 - (2) 平成31年1月1日から平成32年3月31日までに実施する事業
 - (3) 主たる会場を港南区内とし、主に港南区民を対象とする事業。ただし、港南公会堂の工事に伴う休館により、区外の会場で実施する事業についてはこの限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1) 補助対象団体の構成員のみを対象とする事業
 - (2) 専ら営利を目的とする事業
 - (3) その他、次条に定める役員会において、不適切と認めた事業

(審査方法)

第4条 この要綱による補助金の交付及び後援の名義使用の承諾の審査については、

港南区制50周年記念事業実行委員会役員会で行う。

(申請区分)

第5条 申請にあたっては、次のいずれかの申請区分を選択しなければならない。

- (1) 区分A 共催事業
- (2) 区分B 後援事業

(補助対象)

第6条 この要綱における補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）及び支援内容は、申請区分ごとに次のとおりとする。

(1) 区分A 共催事業

補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、次に掲げるもの（消費税額を含む）。

- ア 報償費（イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等）
- イ 消耗品費（1件30,000円未満の事務用品等消耗品の購入費）
- ウ 印刷費（チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等）
- エ 委託料（機材の運搬・操作、会場警備費等、外部事業者に委託した費用）
- オ 借上料（イベント当日又は準備に係る会場の使用料、バスの借上料、各種機材レンタル料等）
- カ 広告料（新聞折り込み費用、雑誌掲載料等）
- キ 保険料（イベント保険料、傷害保険料等）
- ク その他、役員会において認められた経費

(2) 区分B 後援事業

主に区民、区内企業及び区内団体を対象とした港南区制50周年を記念した共催以外の事業（既存事業等）において、次に掲げるもの。

- ア 広報印刷物へのロゴマークの使用
- イ 公式記念グッズの提供
- ウ 実行委員会後援

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する経費は補助対象経費としない。

- (1) 既存事業又は既存行事の実施に係る経費。
- (2) 横浜市又は他の機関等から交付される補助金等の対象経費に含まれている経費。
- (3) 第12条に定める事業報告書類の提出日までに、契約、取得、実施及び支払が完了していない経費。
- (4) 領収書、振り込み明細等がなく、使途又は支払金額が不明な経費
- (5) その他、役員会において、事業実施に必要と認められない経費又は補助対象とすることが適切と認められない経費

(補助金額)

第7条 この要綱における補助金の額は、10万円を上限とし、実行委員会の予算の範囲内で役員会において決定する。ただし、補助対象事業に係る売上金等の収入がある場合は、補助対象経費から当該売上金等を控除した額を補助金の上限額とする。

なお、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(申請書類及び申請手続)

第8条 補助対象団体がこの要綱に基づく補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を受けようとする時は、次項に定める申請期間内に、次に掲げる交付申請書類を実行委員会委員長に提出しなければならない。ただし、港南区の後援を受けている事業に係る申請において、第4号に掲げる書類を港南区に提出している場合には、これを省略することができる。

- (1) 港南区制50周年記念事業申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 補助対象団体の規約及び役員名簿の写し
- (5) 法人の場合、発行から3か月以内の現在事項証明書の写し
- (6) その他、役員会が必要と認める書類

2 補助金の交付及び後援の名義使用の承諾の申請期間は、次の2つの期間のいずれとする。

(1) 補助金の交付

第一次申請期間：平成30年10月1日から11月30日まで

第二次申請期間：平成31年1月4日から2月28日まで

(2) 後援の名義使用

平成30年10月1日以降

3 申請書類の受付は、イベント部会事務局(港南区地域振興課)で行う。

4 申請書類の提出は、持参による。書類の受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで受け付ける。ただし、書類に不備又は不足がある場合は受理しない。

(交付制限)

第9条 補助対象団体がこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は1回とする。

2 補助対象団体の役員のうち2分の1以上が、この要綱に定める補助金の交付を受ける他の団体・企業等の役員となっている場合、補助金の交付を受けることができない。

(交付決定)

第10条 実行委員会委員長が第8条の規定による交付申請書類を受理したときは、役員会において、次の項目について審査する。

- (1) 補助金の交付及び後援の名義使用の承諾を申請した補助対象団体（以下「申請団体」という。）及び事業計画の適格性
- (2) 事業計画の新規性、独自性
- (3) 事業計画の実現可能性（計画の具体性、資金計画、運営体制等）
- (4) その他

2 役員会は、審査にあたり必要な事項について審議し、決定する。

3 役員会は、申請団体に対して、追加書類の提出を求めるほか、聞き取り調査及び現地調査等を行うことができる。

4 役員会は、審査の結果、補助金の交付が適当であると認めた場合は、第7条に定める金額の範囲内で交付額を決定する。また、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができる。

5 役員会は、審査結果について、実行委員会委員長に報告するものとする。

6 役員会で補助金の交付を決定したときは、申請団体に対し、港南区制50周年記念事業補助金交付決定通知書（第4号様式。以下「交付決定通知書」という。）により、後援の名義使用の承諾をしたときは、申請団体に対し、港南区制50周年記念事業名義使用承諾通知書（第5号様式。）により通知する。

7 役員会で補助金を交付しないことを決定したときは、申請団体に対し、港南区制50周年記念事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により、後援の名義使用の承諾をしないことを決定したときは、申請団体に対し、港南区制50周年記念事業名義使用不承諾通知書（第7号様式。）により通知する。

(事業計画の変更・中止)

第11条 前条に基づく補助金の交付決定を受けたもの及び後援の名義使用の承諾を受けたもの（以下「交付団体」という。）は、事業計画の申請事項を変更又は中止しようとする場合には、速やかに、港南区制50周年記念事業補助金事業計画変更・中止届（第8号様式）を実行委員会委員長に提出し、役員会において承認を受けなければならない。ただし、変更の内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

(事業報告書類)

第12条 交付団体は、交付決定通知書に記載された期日までに、次に掲げる実績報告書類を実行委員会委員長に提出しなければならない。

- (1) 港南区制50周年記念事業補助金事業報告書（第9号様式）
- (2) 実施状況報告書（第10号様式）
- (3) 収支決算書（第11号様式）

- (4) 領収書、振込明細書又はその他当該補助対象経費に係る支出を証する書類の写し
- (5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物
- (6) その他、実行委員会委員長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第13条 実行委員会委員長は、補助金の交付決定を受けたものから前条の規定による事業報告書類が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定して、交付団体に対し、港南区制50周年記念事業補助金交付額確定通知書（第12号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。

(補助金の請求)

第14条 補助金の交付決定を受けたものは、交付決定通知書を受理した後、補助金の交付を受けようとするときは、実行委員会委員長に対し、港南区制50周年記念事業補助金交付請求書（第13号様式）により請求を行うものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 実行委員会委員長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定及び後援の名義使用の承諾の全部又は一部及びを取り消すことができる。

- (1) 補助対象団体又は補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 事業を中止又は廃止したとき（第11条に定める事業計画変更・中止届が承認されなかったときを含む）。
 - (3) 実績報告書類が提出されないとき。
 - (4) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (5) 補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
 - (6) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
 - (7) その他、不正な行為があったとき。
- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 実行委員会委員長は、第1項の規定による補助金の交付の取消しをした場合は、交付団体に対し、港南区制50周年記念事業補助金交付決定取消通知書（第14号様式）により、後援の名義の使用の承諾の取消しをした場合には、申請団体に対し、港南区制50周年記念事業名義使用取消通知書（第15号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第16条 実行委員会委員長は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の保存期間)

第17条 交付団体は、補助対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等、領収書等並びに第8条及び第12条に掲げる書類を整備し、補助金の受領の日から5年間保存しておかなければならない。

(公表)

第18条 実行委員会委員長は、申請団体及び交付団体の概要（団体名、所在地、代表者名等）、事業計画の概要及び補助金額を公表できるものとする。

(事務)

第19条 この要綱に定める補助金の交付及び後援の名義使用の承諾に関する事務は、イベント実施部会事務局（港南区地域振興課）で行う。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実行委員会委員長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年3月20日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。